

2026年度こげら会 処遇改善加算等による賃金改善内容

2026年度こげら会は、介護給付費の処遇改善加算等を原資として、下記の内容で職員の処遇改善を行います。

1.登録ヘルパー

- ①基本給(時給)を2024年3月末日の金額から225円引き上げ。(前年より150円アップ)
- ②月間稼働時間に応じて稼働時間手当を支給。(継続実施)
- ③一時金を7、12、3月に支給。(月平均稼働87時間以上のヘルパーが対象)(継続実施)
- ④介護福祉士有資格者の行動援護基本給(時給)を100円引き上げ。(2025年4月より実施)
- ⑤介護福祉士資格取得促進を目的とし、実務者研修の受講料・教材費の1/2を負担する。
但し上限額を5万円とする。(月平均稼働87時間以上のヘルパーが対象)(継続実施)
- ⑥障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業により、一時金を支給。(2026年9月頃、詳細別途)

2.常勤職員

- ①基本給(月給)を2023年3月末日の金額から50,000円引き上げ。(時短勤務者は3/4支給)
(前年より31,000円アップ。ただしサ責手当廃止と賞与月数4か月→3か月変更に伴う差額調整額を含む)
- ②期末一時金を3月に支給。
- ③介護福祉士手当月額を3000円から5000円に引き上げ。(継続実施)
- ④障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業により、一時金を支給。(2026年9月頃、詳細別途)

以上